

大阪市立大学学術情報総合センター情報処理教育システム利用規約

平成 29 年 4 月 1 日

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規約は、大阪市立大学学術情報総合センター教育研究用情報処理システム利用規程（以下「利用規程」という。）第 11 条に基づき、教育研究用情報処理システムのうち情報処理教育システムの利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規約における用語の意義は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「情報処理教育システム」とは、大阪市立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）が設置する教育研究用情報処理システムのうち、センター5階と9階に設置するコンピュータ及び周辺機器並びに設備機器をいう。
- (2) 「教室」とは、9階に設置する情報教育実習室1～4をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規約において使用する用語は、「大阪市立大学情報セキュリティポリシー」及び利用規程において使用する用語の例による。

(利用者の資格)

第 3 条 情報処理教育システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学部及び大学院の授業科目を担当する教職員（非常勤教職員を含む、以下「教職員」という。）
- (2) 本学の学部学生、大学院生（科目等履修生などの非正規学生を含む、以下「学生」という。）
- (3) 前各号に掲げる者のほか学術情報総合センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者

(利用の申請)

第 4 条 情報処理教育システムの利用申請をしようとする者は、別に定める利用申請書を所長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、学生は入学をもって申請があったものとみなす。

(利用の承認)

第 5 条 所長は、前条に定める申請を適当と認めたときは、当該利用のための利用者番号（以下「アカウント」という。）を与えて、承認するものとする。

2 前項に定めるアカウントの有効期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教職員については、当該会計年度
- (2) 学生については、その在籍している期間
- (3) 第 3 条第 3 号に該当する者については、所長が定める期間

(利用の範囲)

第6条 情報処理教育システムの利用範囲は次のとおりとする。

- (1) 情報機器を用いた講義、演習、講習会の実施及び受講
- (2) 演習課題、宿題の実行、レポート執筆など本学の教育課程にもとづく教育目的の利用
- (3) 教育・研究活動の基礎としてのアプリケーションの利用・学習

2 前項に規定する利用の範囲内であっても、他の利用者の利用の支障となるような利用をしてはならない。

(授業における利用)

第7条 教室を授業において使用する場合は、それぞれ以下の期間内に利用申請書を所長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 定期利用の場合は、別途通知する期間
- (2) 一時利用の場合は、利用前年度の2月1日より利用日の10日前まで

(ソフトウェアの追加)

第8条 ソフトウェアの追加インストールを希望する者は、別に定めるソフトウェアインストール申請書を所長に提出するものとする。

2 前項に定めるソフトウェアインストール申請書を提出しようとするものは、第3条1項に規定する教職員でなければならない。なお、そのソフトウェアが有償である場合、当該教職員が費用を負担するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、教育研究用情報処理システム実務者会議で購入を承認されたソフトウェアはこの限りでない。

(利用権の管理)

第9条 利用者は、情報処理教育システムのアカウントを、第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 利用者は、アカウントを盗用されないよう適正に管理しなければならない。

3 利用者は、所長が必要と認めた場合を除いて、複数のアカウントを所持することはできない。

(変更の届出)

第10条 利用者は、利用承認のあった各事項について変更が生じたときは、速やかに所長に届け出なければならない。

(経費)

第11条 所長は、情報処理教育システムの運用について必要と認められる場合において、利用者に費用負担を求めることができる。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、情報処理教育システムの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 他人の通信の秘密を侵す行為
- (4) ネットワークの正常な運用を妨害する行為
- (5) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (6) その他法令、学内の規程等に違反する行為

2 利用者は、前項に定めるもののほか、「国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程」に基づき情報処理教育システムを利用しなければならない。

(利用の制限)

第13条 所長は、利用者がセンターの定めた規則に従わない場合又は承認された目的以外に情報処理教育システムを利用した場合には、当該利用者の利用承認を取り消し、又は利用を停止もしくは制限することができる。

(責務及び免責)

第14条 所長は、利用者がその責に帰すべき事由により、教育研究用情報処理システム等を損傷したときは、その利用者に対し、その損害を賠償させることがある。

(雑則)

第15条 この規約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合には、学術情報総合センター運営委員会の議を経て所長が定める。

(附則)

本規約は、平成29年4月1日から施行する。

本規約は、平成30年4月1日から施行する。